

# からだに良い食品の新制度が 2015年4月スタートしました! 「機能性表示食品」制度

## ■ 「機能性表示食品」制度とは?

健康への効果や効能を国の審査を経ずに事業者の責任で、「からだに良い」表示ができるようになりました。サプリメントなどの他に野菜や魚といった生鮮食品も対象に。「からだに良い」をキーワードに食品市場の売上げアップにつながると期待されています。



温州みかん

$\beta$ クリプトキサンチンを含み  
骨の健康を保つ食品です!



緑茶(べにふうき)

メチル化カテキンを含んでいる  
ため、花粉が気になる方の  
目や鼻の調子を整えます!

### 制度の対象

#### 食品全般

- 例
- ・錠剤などのサプリメント
- ・野菜や果物等などの生鮮食品
- ・加工食品

※アルコール類や塩分や糖分を過剰に摂取する食品は対象外です

#### 表示の対象者

病気にかかっていない方

#### 対象外になる方

病気の患者、妊婦、未成年者、授乳婦

#### 「機能性表示食品」制度の流れ

食品メーカーなどが機能性の科学的根拠となる論文探し or 臨床研究

商品名、関与する成分、商品に表示予定の機能などを消費者庁に届け出

消費者庁が受理

60日後

どのような機能があるかを容器包装に表示した商品を発売

POINT  
1

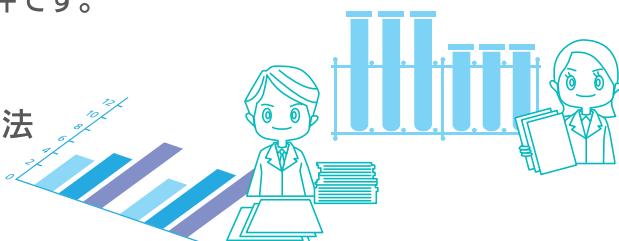
## 成分の効果や効能が伝えられます!

配合成分の効果・効能を伝えられることが大きな特徴です。それにはしっかりとしたエビデンス(=科学的根拠)を所有していることが条件です。

しっかりとしたエビデンスとは…

①商品の機能性をヒトや動物で評価試験する方法

②世の中にある文献を探していく方法



表示例 「本品にはAが含まれます。AにはBの機能があることが報告されています。」

II

「本品のホウレンソウにはルテインが含まれます。ルテインには目の健康に関する、眼の色素量を上昇させることが報告されています。」

↑必須項目として包装のおもて面に表示が義務づけられています



国の  
審査不要

効果を  
うたい  
販売可能

POINT  
2

## さまざまな身体の部位について言及することができます!

成分の有効性が証明できる科学的根拠のある製品は、関節・目・脳・心臓・皮膚・骨など、具体的な部位を示してどう体に良いのかを表示できます。

機能性表示食品の表示例 (健康の維持や増進に役立つ範囲内)

「目の健康を維持する機能があります」 → ○○

「おなかの調子を整える機能があります」 → ○○



**維持 改善**

が使用可能なワードです！

認められない表示例 (病気の治療や予防効果、意図的な健康の増強)

「美白」「増毛」 → X

「高血圧の人に」「糖尿病の人々」 → X



**治療 予防 緩和**

○○病  
○○症

はNGです！

## 機能性表示食品にはたくさん の義務表示が必要となります！

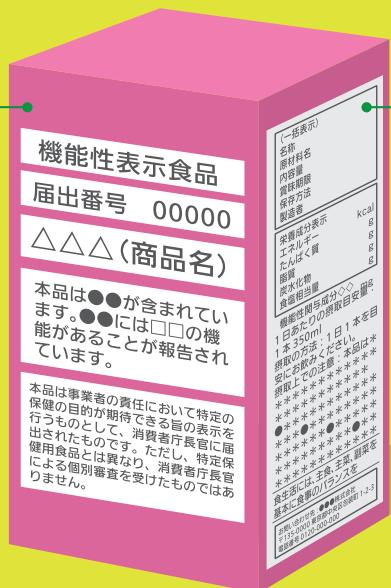
加工食品での機能性表示イメージ

おもて

- 機能性表示食品
- 届出番号
- 商品名
- 機能(本品は○○の調子を整えます)
- 国の審査を受けていないことを示す説明

裏や側面

- 栄養成分表示
- 1日当たりの摂取目安量
- 1日当たりの摂取目安量あたりの機能性関与成分の含有量
- 摂取する上の注意事項
- 事業者名
- 問い合わせ先:電話番号など
- 機能性や安全性に関する詳しい情報のURL



売場でこんなラベルやPOPが活用できます！

既存商品にラベルを貼って対応も可能！



機能性表示食品をレールPOPでアピール！



機能性表示食品を食べよう！

**機能性**のおすすめ野菜

食生活は、主食、主菜、副菜を基本に食事のバランスを

食品の効果をアピール！

